

主 な 改 正 事 項

1 令和5年4月1日適用

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
目次	目次	「租税特別措置法」等の一部改正により、承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置が創設されたことに伴い、所要の整備を行った。
第3編	第3編	
第87条	第87条	
(削除)	第87条の4	
附則（令和5年法律第3号関係）	(新設)	
第3編	第3編	
87-1-1	87-1	
87-1-2	87-2	
87-1-3	87-3	
87-1-4	87-4	
87-1-5	87-5	
(削除)	87-6	
(削除)	87-7	
87-1 及び 3-1	(新設)	
87-2-1	(新設)	
87-3-1	(新設)	
87-3-2	(新設)	
87-3-3	(新設)	
87-3 及び 4-1	(新設)	
87-3 及び 4-2	(新設)	
87-6 及び 8-1	(新設)	
87-6 及び 8-2	(新設)	
(削除)	87 の 4-1-1	
(削除)	87 の 4-1-2	
(削除)	87 の 4-1-3	
(削除)	87 の 4-1-4	
87 の 6-1-1	87 の 6-1-1	「租税特別措置法」等の一部改正により、輸出酒類販売場制度の見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行った。
87 の 6-1-2	87 の 6-1-2	
87 の 6-1-3	87 の 6-1-3	
87 の 6-1-4	87 の 6-1-4	
87 の 6-1-5	87 の 6-1-5	
87 の 6-1-6	87 の 6-1-6	
87 の 6-1-7	87 の 6-1-7	
87 の 6-1-8	87 の 6-1-8	

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
87 の 6-1-9	87 の 6-1-9	「租税特別措置法」等の一部改正により、輸出酒類販売場制度の見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行った。
87 の 6-3-1	87 の 6-3-1	
87 の 6-3-2	87 の 6-3-2	
87 の 6-3-3	87 の 6-3-3	
87 の 6-5-1	87 の 6-5-1	
87 の 6-10-1	87 の 6-10-1	
附則（令和 5 年法律第 3 号関係）	（新設）	「租税特別措置法」等の一部改正により、承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置が創設されたことに伴い、所要の整備を行った。
54-2 及び 3-1	（新設）	
54-2 及び 3-2	（新設）	
54-2 及び 3-3	（新設）	
54-2 及び 3-4	（新設）	
54-2 及び 3-5	（新設）	
54-2 及び 3-6	（新設）	
55-2 及び 3-1	（新設）	
55-2 及び 3-2	（新設）	
55-2 及び 3-3	（新設）	
56-5-1	（新設）	
56-6-1	（新設）	

2 令和 5 年 5 月 1 日適用

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 3 編	第 3 編	「租税特別措置法」等の一部改正により、輸出酒類販売場制度の見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行った。
87 の 6-1-1	87 の 6-1-1	
87 の 6-2-1	87 の 6-2-1	
87 の 6-5-1	87 の 6-5-1	
87 の 6-5-2	87 の 6-5-2	
87 の 6-8-1	87 の 6-7-1	
87 の 6-8-2	87 の 6-7-2	
87 の 6-8-3	87 の 6-7-3	
87 の 6-9-1	87 の 6-8-1	
87 の 6-9-2	87 の 6-8-2	
87 の 6-9-3	87 の 6-8-3	
87 の 6-9-4	87 の 6-8-4	
87 の 6-11-1	87 の 6-10-1	